	⑬　カウンターウェイト ⑭　座席 ⑮　シートベルト ⑯　昇降設備及び滑り止め ⑰　表示板 ⑱　スイッチ類及び灯火類(灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。) ⑲　計器類(油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、表示灯を含む。) ⑳　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	㉑　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

7.2　空圧ブレーカ

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
7.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.2.2 動力伝達装置 7.2.3 走行装置 7.2.4 操縦装置 7.2.5 制動装置		別表第３の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。)」又は「3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

7.2.6
作業装置

(1)　ブレーカ本体	a　ブレーカ上部	①　接続部の緩みの有無を調べる。	①　緩みがないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	b　シリンダー	①　ピン穴部の亀裂及びブラケットはめ合い部の摩耗の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	c　ブレーカ下部	①　亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		③　チゼルしゅう動部のブシュの摩耗量を調べる。	③　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		④　チゼルしゅう動部の給脂状態を調べる。	④　給脂が十分であること。
	d　チゼル保持ピン e　チゼル保持ピン用抜け止めピン f　チゼル	この表の「7.1　油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(2)　ブラケット		この表の「7.1　油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(3)　空圧装置	a　エアホース	①　ひび割れその他損傷及び劣化並びに継手部分の緩み及びエア漏れの有無を調べる。	①　ひび割れその他損傷及び劣化並びに継手部分の緩み及びエア漏れがないこと。
		②　クランプの状態を調べる。	②　クランプの状態が適正であること。
	b　操作弁	操作して作動の適否を調べる。	正常な打撃で、かつ、むら打ちがなく、かつ、確実に停止すること。
	c　ラインオイラー	油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、かつ、汚れがないこと。